

宮津市監査公表第 93 号

令和 3 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 15 項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和 4 年 3 月 30 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌

宮津市監査委員 星 野 和 彦

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>(1) 契約、文書事務について</p> <p>① 文書事務について</p> <p>文書事務については、これまで庶務担当係長会議が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、庶務担当係長会議資料等により周知された記載となっておらず、必要事項の記載漏れ、数字・文言等の記載誤り、使用文言の不整合、原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れ・記載誤り・適用条項の誤り等のミスが多く見受けられたほか、決裁印を含む押印漏れ、申請書類等への受付印漏れも見受けられた。</p> <p>あわせて、昨年度の定期監査において指摘した事項に対し、措置状況報告において改善した旨報告があったにもかかわらず改善されていないケースが散見されるなど、適正な事務執行に真摯に向き合っているのか疑念を抱かざるを得ない面が伺われた。</p> <p>また、昨年度も指摘したが、原議書・決裁付箋の処理においては、決裁区分が未記入のケースが多く見受けられたほか、決裁がされないまま浄書・照合・公印承認欄に押印され文書が通知されているケースや、財政課等への合議も含め決裁ラインの中で多くの職員が承認しているにも関わらずミスが見過ごされているケースが多数見受けられるなど、組織としてのチェック体制の甘さが改善されていないと言わざるを得ない状況が今年度も確認された。</p> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部統制を強化し、適正な事務処理が行われるよう職員個々の意識の向上を強く望むものである。</p>	<p>○ 不適切な事務処理の根絶に向け、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を行うほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p>

② DX 推進等について

DX の全庁挙げた推進の方針のもと、本年度庁内 DX 推進本部を設置され、現在、庁内検討ワーキングチームにおいて MIYAZU 未来戦略マネージャーの助言も積極的に取り入れながら、従前からの業務改善や窓口サービスの向上等の取組はもとより、ペーパーレス化の一層の推進と RPA や電子決裁が一部導入されるなど積極的に取組が進められているところであるが、一方で、不要な文書の作成や添付、また片面印刷など文書の無駄がいまだに散見される場所がある。文書の精査、両面印刷の徹底はもとより、DX の全庁的な取組の中で RPA ・ 電子決裁の本格導入を含めた事務全般にわたる効率化の一層の推進を望むものである。

③ 契約状況について

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が 5 件 (7.1%)、随意契約が 65 件 (92.9%) となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が 32 件 (50.0%)、随意契約が 32 件 (50.0%) となっている。

また、随意契約のうち、業務委託の 50 件 (76.9%)、工事・修繕の 22 件 (68.8%) が 1 者見積りで行われている。

業務委託、工事・修繕ともに、予定価格の金額要件あるいは業務の特殊性等によりその性質、目的が競争入札に適さない等の理由による 1 者見積りによる随意契約の割合は前年度の定期監査と比べて減少 (業務委託 4.3% 減、工事・修繕 6.8% 減) しているものの契約方法の大半が随意契約である状況に変わりはない。随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意し、特に 1 者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令

○ DX 推進を図る中で、職員の意識変容、行動変容に取り組み、今までのやり方にとらわれず、一層の効率化を推進してまいります。

○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査の上で運用されるよう強く要望するものである。

④ 入札について

工事に係る入札については、電子入札が実施されているところであるが、入札結果報告において、入札辞退届が提出されているにもかかわらず、入札結果報告書に反映されていないケースが複数見受けられた。

また、入札結果報告書において、予定価格を事前に公表していない案件で、予定価格を超えた入札を失格としているケースが散見された。失格は、事前公表した予定価格を超える価格で入札した場合や最低制限価格未満の価格で入札した場合等である。

⑤ 契約書について

昨年度も指摘したが、業務委託契約書の第5条第1項で業務完了報告書に添付する書類について謳っているが、添付資料を同じく「業務完了報告書」と記載しているケースや添付書類自体を記載していないケースが複数見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、適正に契約事務処理が執行されるよう、チェック機能の強化を強く望むものである。

(2) 補助金について

今年度は、年度後半の補助金・交付金を重点的に監査することとし、105件の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められたものの、一部に領収書等が添付されていないなど不備なケースが多く見受けられた。

また、実績報告に添付の決算書類等の数字の誤

○ 工事に係る入札結果報告書については、電子入札システム上、書面で辞退した入札参加事業者を反映しておりませんでした。一覽表に反映するよう見直しております。

また、工事以外は予定価格を事前公表しておらず、全者が予定価格を超えた場合は2回目の入札を行うことから、失格には当たらないため、未記入とするよう記載例を見直した上で、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

○ 基準契約書のチェックリストに、同指摘事項を反映した上で、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

○ 実績報告書における領収書等の添付の取扱いについては、領収書の確認による補助実績の確認を原則とする一方で、事務効率化の観点で、国・府等の制度に基づく補助金や用途を限定しない団体運営補助、公益的団体等への定額補助などにおいては、決算報告書及び監査報告書等により実績の確認を行い、領収書の確認を省略するルールを新たに定めるこ

りの見落とし、実績報告の添付書類に交付申請時の事業計画書をそのまま添付など提出された書類を十分に確認しているのか疑わしいケースも見受けられた。

領収書等は実績報告の裏付けとなるものであり、支出の根拠として当然求めるべきものであることとして補助対象団体に十分指導されるとともに適正な事務処理を執行されたい。

また、領収書等が多数にまたがるときは、担当者が責任を持って領収書等を確認の上、確認記録を添付するなど事務の徹底を望むものである。これらの事務処理は全国においてはもちろんのこと近隣市でも当然のこととしてなされている事務処理であることを留意願いたい。

さらに、前年度も指摘したが、通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースが複数見受けられた。申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導を求めるものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や文書催告等により収納率向上に努められているところである。

こうした中、今年度は全庁体制の滞納対策本部が設置され、滞納対策プロジェクトチーム会議の

ととします。

また、補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査することとし、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

- 市の有する債権の適正な管理及び効率的・効果的な滞納整理の推進を図るとともに、宮津市第2期行財政運営指針に定める「賦課徴収対策の強化」を強力に推し進めるため、滞納対策の取組を一元的に検証・検討・実行するための組織として令和3年度に「滞納対策本部」及び各部署の滞納担当者による実務的な検証・対策等を行うための横断的な組織である「滞納対策プロジェクトチーム」を設置しました。

開催をはじめ従前に比して取組が強化されていることについては一定評価するものである。

しかしながら一方で、現年度分及び滞納繰越分を合わせて多額の滞納額があり、雪だるま式に積み上がっている事案が見受けられた。頻回の訪問により滞納対策に当たっているとのことだが、担当者一人だけの事務となっており、かつ昨年指摘した問題点と改善策に対して何ら履行されておらず極めて遺憾であり、組織としてのマネジメントが十分に機能していないと言わざるを得ない。組織を挙げて可及的速やかに厳しい姿勢で収納対策に当たられることを強く望むものである。

また、市有地（普通財産）を貸し付けている実態がありながら、賃貸借契約が締結できていない、賃借料を適正に回収できていない土地があり、即刻、賃借人との賃貸借契約の締結及び賃借料の確実な回収を要請したところである。

今般、聴取した職員全般に対して感じたことは、収納に対する意識が低く、あわせて、その知識やスキルも不十分であるということである。負担の公平性と財政健全化の推進の意識を全職員に改めて徹底させ、督促状等文書での催告の頻度の増加はもちろんのこと、電話や個別訪問など双方向のやり取りによる顔の見える関係を構築した地道で粘り強い収納対策にも積極的に取り組まれない。

あわせて、より効果的な収納対策を目指し、先進地の事例研究はもとより、地方税機構から専門的知識を有した職員の派遣を受ける等、収納に特化した新たな組織体制の確立や、徴収強化に向けた対策（債権管理マニュアルの作成、研修受講の制度化、弁護士を活用等）をより一層強化するとともに、徴収のノウハウが継続的に伝承される組織づくりを強く望むものである。

その上で、令和3年度から、職員研修を実施するとともに、各債権の滞納対策等の状況把握や課題抽出等を実施しました。

今後についても、当該組織を中心に、債権回収のマニュアルづくり等も含めて一層の滞納対策の強化を図っていきます。

また、不適切な事務処理については、引き続き、その根絶に向けて指導を徹底します。